

情報通信審議会 郵政政策部会（第16回）議事録

1 日時

平成27年7月30日（木） 15時30分～16時36分

2 場所

総務省 第1特別会議室（8階）

3 出席者

（1）委員（敬称略）

村本 孜（部会長）、井手 秀樹（部会長代理）、井野 勢津子（以上3名）

（2）臨時委員（敬称略）

及川 公子、関口 博正、竹内 健蔵、山田 忠史（以上4名）

（3）総務省

（情報流通行政局）

武田 博之（郵政行政部長）、齋藤 晴加（企画課長）、
山崎 良志（郵便課長）、菱沼 宏之（貯金保険課長）、
後藤 慎一（信書便事業課長）、中山 裕司（国際企画室長）、
松岡 幸治（郵政行政総合研究官）、竹中 恵一（郵便課課長補佐）、
渡部 祐太（郵便課課長補佐）、笹本 将吾（郵便課課長補佐）

（4）事務局

蒲生 孝（情報通信国際戦略局情報通信政策課管理室長）

4 議題

郵政事業のユニバーサルサービスの確保方策の方向性について

開 会

○村本部長 ただいまから情報通信審議会第16回郵政政策部会を開催いたします。

今日は、委員及び臨時委員9名中7名がご出席されておりますので、定足数を満たしております。

議 題

郵政事業のユニバーサルサービスの確保方策の方向性について

○村本部長 それでは、お手元の議事に従いまして、早速進めてまいりたいと思います。今日は、郵政事業のユニバーサルサービスの確保方策の方向性についての議論ということをごさいますて、答申案に向けて詰めの作業になってまいりますので、よろしくお願いたします。

それでは、まず事務局から、前回のヒアリングについてのご説明と、それから確保方策の方向性についての説明をお願いいたします。

○山崎郵便課長 まず、資料16-1をお開きください。前回会合、7月3日に関係団体からのヒアリングを行いました。今日、前回不参加でいらした先生もいらっしゃいますので、簡単にかいつまんで内容をご報告いたします。

ヒアリング先は、ユニバーサルサービスの提供主体であります日本郵便、郵便物流関係で信書便事業者協会の伊東会長、利用者として全国町村会の河島副会長にお越しいただきました。それから、全国地域婦人団体連絡協議会からの意見については及川臨時委員にご説明いただきました。ありがとうございました。

金融関係団体からは、全国銀行協会及び生命保険協会から書面にて意見を提出いただきました。

あらかじめ主な質問事項といたしまして、下にありますようなユニバーサルサービス提供のための対応策、現在の範囲・水準、日本郵便のサービスに対する関心事項、同社との連携の可能性、仮に将来ユニバーサルサービスの範囲・水準を見直す場合、どの程度まで許容できるのか、地方創生の総合戦略での郵便局の活用についてなど、このほかにもヒアリングの場で、幾つかご質問を構成員の皆様からいただいたこともございます。

1枚おめくりいただきまして、ヒアリングで出た意見でございます。全てご説明しますと長くなりますので、かいつまんでご紹介いたします。

まず、現在のユニバーサルサービスに対する評価や今後への期待ですけれども、信書便事業者協会からは、信書の送達は簡便な通信手段として重要なものであり、郵便局ネットワークは日本の重要なインフラであるという評価。全地婦連からは、現在のサービスの範囲・水準を維持すべきという意見がありました。

郵便については、二つ目の○ですけれども、利用者団体からは、集合受箱ではなくて戸別配達を継続してもらいたいという意見。日本郵便からは、三つ目の○から六つ目の○までありますが、大型郵便受箱の普及など集配作業効率化に資する環境整備、適正な利潤の確保のための柔軟な料金見直し、第三種郵便、第四種郵便など政策的な低廉料金に対する支援、諸外国の財政・税制措置という意見がございました。

金融窓口については、三つ目の○でございますが、同じく日本郵便から、固定資産税等、税制上の措置が必要であろうというようなこと。そのほか、五つ目の○といたしまして、郵便と同様の諸外国のような措置が必要であるという意見もありました。

地方公共団体との連携ということでは、文字どおり主体でいらっしゃいます全国町村会から、例えば配達途上における高齢者等の安否確認、道路状況の報告等、自治体と郵便局との連携を進めてもらいたいという意見がありました。

その他といたしまして、日本郵便から、この情報通信審議会でもご議論いただきました信書便事業の規制緩和による影響の確認をしていただきたいということ。それから、これまで試算いただきましたユニバーサルサービスコストについて、単年度ではなく継続的な計測が必要ではないか、また計測方法も議論の性格・目的によって留意が必要だという意見がございました。信書便事業者協会からは、ユニバーサルサービスコストについて、内容をもう少し明らかにして議論をすべきではないか。全地婦連からは、消費者に対して丁寧な説明が必要。また、現在の様々なリソースを利用した新たなサービス展開で、ユニバーサルサービスコストを捻出すべきではないかという意見がございました。

以上、簡単ではございますが、前回のヒアリング結果のまとめでございます。

続いて、資料16-2をご覧ください。ユニバーサルサービスの確保方策の方向性といたしまして、前々回5月29日の会合で、この確保方策について検討の視点という資料をお示ししてご議論いただきました。それに加えて、今ご説明いたしました関係

団体からのヒアリングでの要望などを具体的な例の中に入れ込みまして、今後こうした内容で答申の策定に向けた議論、作業を進めていけたらどうかという一案でございます。

1 ページをご覧ください。確保方策の検討に当たっての基本的な視点、これは5月29日の前々回の会合でお示したものでございますが、改めてご紹介いたします。2つございまして、1つ目は、短期的な視点でございます。現状、日本郵政、日本郵便の経営努力により、ユニバーサルサービスは確保されておりますので、短期的には現在の範囲・水準を維持しつつ、両社の経営努力のインセンティブとなるような方策を検討することが適当ではないかというのが1点です。

2つ目は、中長期的な視点として、国民、利用者が郵政事業に期待する範囲・水準の変化が将来的にあり得るだろうということで、それに対応した確保方策、あるいはコスト負担の在り方の検討を継続していくことが適当ではないか。さらにコスト負担の在り方の検討に当たっては、ユニバーサルサービスコストを、国民、利用者にわかりやすく示すことが必要ではないかという点でございます。

2 ページ以降に、短期、中長期に分けまして、具体的な方向性の案として、今日ご審議いただきたいものをまとめてございます。

まず郵便につきましては、ユニバーサルサービス提供維持のための環境整備といたしまして、1点目、既に導入済みではございますけれども、郵便等の用に供する施設に対する事業所税の非課税措置を講ずることにより、1つのインセンティブとし続けるべきではないかということ。

2点目といたしまして、これは新しい話でございますけれども、日本郵便からヒアリングの際に要望もございましたが、集配作業の効率化に資する環境整備として、例として括弧の中にございます。大型郵便受箱の普及のために、総務省で定めております規格を見直すというようなことはどうかということ。今の受箱よりも少し大きなものが入る受箱を普及させることによって、最近ネット通販等の影響で、郵便物についても大型化の傾向があると聞いておりますので、それらを大型の受箱に投函して配達完了するようにすれば、現在生じている不在再配達にかかるコストが削減されるのではないかとというのが2点目です。

3点目といたしまして、施設の維持・整備時の支援、これも日本郵便から要望がございました。特に、ヒアリングの中では具体的なお話がございましたけれども、以前の情報通信審議会の中間答申に向けたパブリックコメントの際に、日本郵便からこれ

に関係する要望といたしまして、例えば用途地域制限などの条件について何らかに対応してもらえないか、配慮してもらえないかという要望がございましたので、今の時点では種々の行政上の手続に関して、総務省あるいは他省庁において、何らかの支援ができないかという趣旨であると理解しております。

その他といたしまして、既に当部会で第2次中間答申を提言いたしまして、必要な法律も成立しておりますけれども、郵便料金の届出手続を緩和する点。それから、日本郵便からヒアリングの際にお話ございましたが、2点目ですけれども、その成立した法律で実施することになっております特定信書便事業の業務範囲の見直し、郵便のユニバーサルサービスに与える影響を継続的に検証するという点がございました。

銀行窓口・保険窓口、総称して金融窓口につきましては、金融ユニバーサルサービス確保のための消費税特例措置ということで、ゆうちょ銀行、かんぽ生命から窓口業務を行っております日本郵便に対して、窓口業務委託手数料が支払われておまして、この手数料の支払いに対して、現在は一般原則と同様に消費税が課されておりますが、特例として、軽減の措置をできないかというようなことでございます。

3ページをご覧ください。今回、ユニバーサルコスト等の議論も、郵便、貯金、保険と3つに分けて議論をしてみましたけれども、いずれも郵便局ネットワークという共通のインフラで提供されているものですから、この郵便局ネットワークに関する確保方策は、3業務に共通する事項として区分しております。

1つ目が、郵便局ネットワークの維持、あるいは有効活用というものです。1ポツ目が、固定資産税等に対する税制上の措置がとれないかということ。それから、2ポツから4ポツ目までは、これは直接法律上義務づけられているユニバーサルサービスそのものに対する支援措置、確保方策ではございませんけれども、それを提供する郵便局ネットワークというインフラを有効活用することによって、ユニバーサルサービスの提供に反射的に下支えになるような方策があるのではないかと整理しております。

2ポツ目が、物流事業、不動産事業等、収益源の多角化・強化に努められないか。

3ポツ目が、新規サービスの拡充といたしまして、ここでは今考えられる例といたしまして、地方創生への貢献、他業種や地方自治体からも要望、お話ございました地方自治体との連携、あるいは従来これまでの中間答申でも提言しております、ICTの利活用といったものがないかということでございます。

4ポツ目が、他の金融機関等との連携ということで、貯蓄ではありませんけれども、

投資信託の分野において、共同で会社を設立して商品を開発するといったこと。また、地域の金融機関が今後撤退した場合に、その地域の金融機関の業務を郵便局で代理店として行うような形の連携ができないかといったようなことを記載しております。

一般的な話といたしましては、経営効率化をICTの利活用で行うことを記載してございます。

次に4ページでございます。中長期的に検討すべき確保方策の方向性。繰り返しになって恐縮ですが、ユニバーサルサービスコストを国民、利用者にわかりやすく示す方策を引き続き検討するとともに、国民、利用者が期待する範囲・水準の中長期的な変化を踏まえ、それに対応した確保方策、コスト負担のあり方として、どういことを継続して検討すべきかということでございます。

中長期的な確保方策としては、この4ページに記載しておりますが、ユニバーサルサービスコストの算定手法について、5月の試算結果、試算手法、これを今後さらに精緻化していきまして、継続的に算定することがまずは必要なのではないかとしております。

1つには、コスト構造の分析・検証ということで、ユニバーサルサービスの提供主体であります日本郵政、日本郵便が、今も業務の効率化、経営の効率化を進められていると思いますけれども、効率化によって吸収できる部分、あるいは両社の経営努力だけでは負担し切れないようなコスト、そういったコストの性格の違いなども踏まえて分析・検証をしていくことが必要ではないかという点。

それから5月に出しました試算、それから将来試算におきましては、一定の仮定において機械的に将来の損益をお示ししましたけれども、我が国が直面する外部環境の変化、人口減少や超高齢化など、そういったことも現実的には反映させた上でこのコストの算定、あるいは将来試算をしていく必要があるのではないかということ。

2つ目のポツといたしまして、信書便事業者協会などからもコメントがありましたけれども、このコスト算定の過程、あるいは算定した結果について、しっかりと説明をしていくことで透明性を確保することも必要なのではないかという、コスト算定手法の今後の継続的算定に当たっての考慮点をお出ししております。

これらの算定手法の精緻化を行った上で、5ページにあります事項について、継続的に検討するというにしましてはどうかと思っております。

なお、資料には明記してございませんけれども、これら4ページ、5ページに書いてありますようなこの算定手法の精緻化、継続的算定、それから各事項の継続的な検討と

いろいろな検討の場としては、今、夏の答申に向けて審議を行っているところですが、その答申の中で位置づけられる今後続く課題については、この情報通信審議会でも引き続き調査審議をしてはどうかと、事務局としては考えておりますので、補足させていただきます。

5ページをご覧ください。4ページにお示ししましたようなコストの算定の継続等の上ではありますけれども、こうした観点の検討を将来すべきではないかということで、郵便に関しましては4点ございまして、1点目が郵便料金の見直しの検討といたしまして、能率的な経営のもとにおける適正な原価を償い、かつ適正な利益を含むものであるということ为前提とした料金の柔軟な見直しということ。これは日本郵便からヒアリングの場で要望として出されておりました。

2点目、サービスレベルの見直しの検討といたしまして、諸外国などでは週6日を平日のみの配達にする、あるいは戸別配達を地域ごとの集合受箱までの配達とするといった取り組みもされております。その一方で、両矢印の右側に書いてございますが、ヒアリングの中では、利用者団体の皆様から、いや、そうではなくて、むしろ日曜も配達してほしい、あるいは高齢化が進むのであるから、むしろ今後こそ戸別に玄関先まで配達してほしいというニーズ、お話がございましたので、ここは両論を書いてございます。

3点目が、政策的な低廉料金サービスに対するコスト負担のあり方の検討ということで、例としては第三種郵便、第四種郵便という、国営事業の時代から継続してサービスを提供していただいております社会政策的な観点のサービスがございまして、これらについては特にコスト負担のあり方ということを検討すべきではないかという点。

4点目が、諸外国に見られるような補助金、基金、税の免除といった財政上、税制上の措置についても、広く検討をすべきではないかということでございます。

最後に、金融、銀行窓口・保険窓口共通でございまして、これらにつきましても、今郵便でお話ししたような内容と類似するところがございまして、コスト負担のあり方を検討すべきではないか。あるいは、諸外国の税制・財政措置を検討すべきではないか。特に金融ユニバーサルサービスにつきましては、3年前の改正民営化法で、新しく法律上義務づけられるユニバーサルサービスの対象になりましたので、そうした新しいサービス、確保方策に合致するかどうかということ、実現可能性を含めて、少し幅広に検討する必要があるのではないかとございまして。

前々回の検討の視点、それから前回の各関係者のヒアリングで出された要望などを踏

まえまして、事務局において今後の確保方策の具体的な検討に向けた整理をしたところでございますが、今日は、種々ご意見を賜りますようよろしくお願いしたいと思います。以上でございます。

○村本部長 ありがとうございます。ただいま2つご説明いただきましたけれども、どこからでも構いませんので、ご自由にご発言をいただければありがたいと思います。

○山田臨時委員 よろしいですか。

○村本部長 はい、どうぞ。

○山田臨時委員 今後の検討すべき事項の中で、ユニバーサルサービスを確保した上で、ユニバーサルコストをいかに抑制するかということも大事な検討項目ではないかと思えます。前回、前々回と欠席しましたが、それ以前の回だと、例えば地方の集配局のユニバーサルコストが大変大きいという話がありました。おそらく、そこでは集配、配達効率がよくないのではないかと推察されるのです。だから、例えば、配達のコストがすごくかかっている拠点の配達効率を上昇させるために、どのような配達経路をとるべきかなどを検討して、コストを抑制していく。さらにそれに付随して、集配局の最適配置なども、計算や検討ができると思えます。もっと広く言えば、郵便のサプライチェーン全体をどう効率化していくか、どうコストを抑制していくかという点についても検討可能です。それらを数値的裏づけのもとに科学的計算で行っていく、そういうことも検討が必要かと思えます。

○山崎郵便課長 山田臨時委員が今おっしゃった点は事務局も共有しておりまして、一部審議の中でもご意見いただいたのではないかと思います。具体的に書けなかったところはありますけれども、4ページの中長期的に検討すべき確保方策のところでは先ほど言及いたしましたが、コストを算定する手法を精緻化の中で、経営努力だけでは負担し切れない部分、あるいは裏を返すと経営努力で負担し切れる部分もあろうと思えますので、コストの性格分けをしながら、その過程で間接的にコストの更なる抑制を促すような、そういう方向に検討の方向性を持っていけないかと考えております。

○村本部長 今、事務局から説明があったように、明示的にあまり言葉としては示してはいませんけれども、全く考えていないわけではなくて、検討課題として頭の片隅にはあるというようにご理解いただければと思います。

○山田臨時委員 ありがとうございます。

○村本部長 どうぞ、お願いします。

○井野委員　よろしいですか。今のコストのコンテインメントと言いますか、コストを削減する際の見直しの課題の一つとして、サービスレベルの見直しについて最後のページに書いてあります。その中の例としては、週6日配達や、戸別配達をやめるとということが書いてあるのですけれども、一方で、現在、民間ではどちらかというサービスレベルを向上していこうという形での競争がどんどん激化しています。その中で、コストを削減するために何をやっているかという、おそらく機械化を進めたりしてコストを抑制しながら、サービスレベルは向上させていくという方向で動いている事業者が多いと思います。サービスレベルの見直しで、サービスを低下させる方向に考えていくと、そういった意味ではコンペティティブが失われるという危険性がすごくあると思っていますので、ここで安易にレベルの見直しありきで議論するべきではないと思います。

○村本部長　ここは両論なのですよね。

○山碕郵便課長　そうですね。レベルの見直しという、今までの審議の方向性から下げるといった意味の見直しを想定されることがあるかもしれませんが、今回の資料では両論ありますねというお話をしました。

付言いたしますと、井野委員がおっしゃるように、我が国の物流業界全体でいうと、確かにサービスレベルをよりコンペティティブにしていこうという動きがあると思いますが、一方で諸外国の郵便の事業の実態を見ると、必ずしもそういう方向性だけではないものですから、ここでの検討の視点というのは、上げる意味の見直し、下げる意味の見直し、両方あり得るのではないかとということでございます。

もし、見直しという言葉が下げるほうを連想させるということであれば、表現は今後考えたほうがいいのかもいずれ、そこは引き取らせてください。

○村本部長　ほかにご自由をお願いします。どうぞ。

○井手部長代理　ユニバーサルサービスを確保するための方策としては、補助金であったり、税制上の優遇であったり、基金であったり、それから独占の分野を留保するとか、あるいは入札という、いろんな手段が海外でもとられています。その中で、今日挙げられている中で税制上の優遇というのが、2ページに書いている事業所税の非課税措置、それから消費税の特例措置、また、3ページに、固定資産税等の税制上の措置というのがあります。この中で、例えば固定資産税等の税制上の優遇については、今年度で切れるわけですが、そのときにユニバーサルサービスを維持するという、こういう措置がとられて、明示的にそれが書かれているわけではないと思うので、この

税制上の措置とはどういう目的でとられたのかという、その経緯を教えてください。それから、もちろん事業所税の非課税措置も同じですけども。

それから、金融サービスの確保のための消費税の特例措置という、これは窓口業務委託手数料にかかわるものということですけども、これは金融サービスにとっては、消費税が免除されても、結果的に収入が増えて、免除された分、法人税を納付することになり、結果的にはどうなるのかわかりませんが、あまり効果がないのではないかと思います。ただ、こういった措置がとられることが、実現可能性がどうなのかということも、もちろんありますけども。

それから、前回の生命保険協会からのコメントにもありましたけども、消費税の仕入れで税額の控除というような、ほかの民間の保険会社にはないものを導入するというのは、これはいかがなものかというご指摘もございましたけども、本来ユニバーサルサービスを維持するためには、コストがかかる。そのコストを賄うためには、どういう措置をとればいいのかというのを、もう少し説得力のある形で示す必要があるのではないだろうかと思います。

それから、ユニバーサルサービスの維持ということで、2点目ですけども、諸外国は郵便料金を定期的に物価スライド制で値上げしておりますけども、郵便事業の収益の悪化を改善するために値上げをしている。本来ユニバーサルサービスの維持という目的が明示的に示されないで、収益悪化しているから値上げを認めるというようなことがあるのかと思いますけども、今日この中に書かれているのも、収益が悪化しているから料金値上げ等々をやるというような捉え方をされると、これはなかなか理解が得られないので、収益の悪化とユニバーサルサービスの確保は、きちんと分けて議論していただいたほうがよろしいのではないかと思います。

○山崎郵便課長 1点目の税制要望の趣旨や効果というお話があったかと思います。私自身が今即答できないところもありますので、答えられる部分だけをお答えしますが、全体として、短期的な確保方策のところにお示した税制措置というのは、冒頭の検討の視点のところでも書きましたけども、今経営努力によってユニバーサルサービスは、何とか黒字の状態確保されているということでございますので、この短期的な確保方策のところに掲げた税制措置というのは、両社の経営努力のインセンティブとなるようなものという程度の位置づけのものが挙げられているものでございます。井手部会長代

理がおっしゃいました消費税の話も、税が減額された部分そのままコストの減につながるわけではないということは、それはそういう仕組みであろうと思いますけれども、ここでの税制要望、税制措置というのは、両社の経営努力に対するインセンティブとしての位置づけで考えておりますことを付言したいと思います。

固定資産税の話がございましたが、これは従来の税制要望、税制の理屈としては、これはユニバーサルサービスを維持・提供するためということでは必ずしもなくて、民営化される前から継続して設置されている資産について、激変緩和の趣旨で軽減措置がとられているということは確かでございます。

ただ、その対象となっている資産自体が、結果的にユニバーサルサービスの提供に使用されていることは事実だろうと思いますので、そのあたりをどう理屈づけるかということは、先生がおっしゃったご意見も踏まえて今後整理をしていきたいと思っています。

○井手部会長代理　例えば5ページにある郵便料金の見直しの検討について、サービスレベルを上げるから料金も上げさせてくれというのであれば、それなりに国民に理解が得られると思うのです。けれども、ここに例として書いている能率的な経営のもとにおける適正な原価で適正な利潤を加えるということは、適正な原価が収支相償うという原則からすると、今の水準ではだめだということでは多分ないと思うのです。したがって、料金見直しをするというときに、今の水準ではきちんとした適正な原価と適正な利潤が得られていないから値上げするというのであれば、冒頭に言ったようになかなか国民の理解は得られない。ユニバーサルサービスを維持するという目的で値上げをするというのであれば、それなりにきちんと理論武装をして、国民の理解を得る必要があると思います。

諸外国が定期的に料金を上げているという点について、これは前回、日本郵便からいただいた資料を見ると、収益が悪化しているから料金を定期的に上げていくということで、必ずしもユニバーサルサービスと直結しているのかというところが定かではない。この収益の悪化とユニバーサルサービスの点について、どのように整理するのかをお聞きしたい。

○山崎郵便課長　ここの例に書いてあります、適正な原価を償い、適正な利潤を含むというのは、今の郵便法で定められている料金の基本的な考え方でございますので、それを前提におそらく日本郵便も、こういう書き方の要望をされたのではないかと思います。

一方で、井手部会長代理がおっしゃるとおり、この郵便の事業というのは、金融窓口

とは違いまして、従前からずっとユニバーサルサービスとして制度化されて、提供され続けてきている、そういう事業でございますので、この料金の定め方に関するここに書かれているような考え方というのは、当然の前提として、ユニバーサルサービスを提供することを含んでいると理解しております。

今後、料金を見直すことが検討される場合には、当然国民、利用者の理解が得られることが大前提になりますので、もちろん会社の収支、会社の経営という観点だけではなくて、利用者から見た場合に、全国どこでもサービスが提供される、ユニバーサルサービスが確保されるかという視点や、あるいはそのサービスレベルがよくなるのか、上がるのかというようなことも含めて説明がされるべきだということは、私も同様に理解しております。今後の検討の中でそのような視点も踏まえて、この検討事項を議論いただく、検討していくということとしたいと思っております。

○村本部長 ほかにはいかがでしょうか。はい、どうぞ。

○竹内臨時職員 ご説明ありがとうございました。細かいことを言うと5つか6つあるのですけれども、まずは、2つ、3つにしたいと思います。

1つ目は、2ページの郵便のユニバーサルサービス提供維持のための環境整備について、これは言わずもがなかもしれませんが、営業費補助のようなものは極力避ける、資本費補助になるのだろうということで、施設に関する支援というのはあると思います。あと、制度、規制の緩和等によって行うということもわかります。しかし、環境整備の中でも、2番目の集配作業効率化に資する環境整備について、この場合は制度・規格の見直しですけれども、設備等も、インフラ等も含めて、集配作業の効率化だけではないところでも、何かできることがあるのではないかと思います。なので、あまりここだけに限定せずに、あらゆる点での環境整備というところまで広げておいたほうがいいのではないかと思います。技術系のことはわからないので、本当はこれが大半を占めるのかもしれませんが、ただここだけではないものがあるかもしれない。そう考えると、もう少し幅広に環境整備ということを抑えられるべきではないかと、一つ思いました。

それから2つ目は、3ページにあります共通的事項、郵便局ネットワークの維持・有効活用の3番目、郵便局ネットワークを活用した新規サービスの拡充についてです。括弧内に、地方創生への貢献、他業種・地方自治体との連携と、すごくやわらかい言葉で書かれていますけれども、もう少しお金を取れるところからは取ろうよということではないかと私は思っております。例えば、町村会の方もおっしゃっていましたが、

今の郵便配達をする人たちが、どこそこの道路が壊れていますよと知らせてくれるとか、いろいろとそういうことをしている。これは結局、自治体がいわゆるフリーライドしているわけですね。本来これは、ビジネスとしてお金を取れるものなのに、それに甘えているところがあるわけです。ですから、連携と言うと非常に耳に心地いいのですけれども、早い話が郵便サービスの提供としてはやらなくていいことまでもやって、自治体がそれを利用している。フリーライドしているわけですから、要するに、その対価をちゃんともらうなど、そういうところまで考えて書かれていることなのかという質問というか、意見として思ったところが2番目です。

それから3つ目は、5ページの郵便のサービスレベル見直しの検討について、過疎地での配達がだんだん厳しくなってくると、週6日が平日のみの配達、一方で、日曜配達とあります。しかし、これももう到底維持できなくなってきたしそういう環境でもないからといって、単にサービスを減らすのではなくて、減らすけれども、機械的に減らすのではなくて、追加料金を払うならばそのサービスを提供しますなど、そういうことも考えていいのではないかと思っています。これからは日曜配達しませんではなくて、日曜配達サービスとしてビジネスモデルを組んで、希望者はお金を払ってくれば、ちゃんと日曜も配達する、あるいは戸別配達するというように、そういうところでまた1つのビジネスチャンスをつくっていく。少し柔軟に考えてサービスを多様化するという視点もあっていいのではないかと思います。

○村本部長 ありがとうございます。何かありますか。

○山崎郵便課長 2ページの集配、環境整備のところですね、広く捉えてよいのではないかと竹内臨時委員のご指摘は、そのとおりだと思います。今日お示したのは、具体的な例を伴うものに限って書きましたけれども、少し知恵を絞りまして、もう少し広くなるような、射程が広がるような表現、あるいは具体例がないかどうかを改めて検討したいと思います。

3ページの新規サービスの拡充のところは、日本郵便においても、例えばみまもりサービスについて、従来額よりも実費に近い額を費用としていただく方針に変えてきているところもございますので、方向としては、いろいろなところで貢献しつつも、適正な費用をいただくというような考え方にはなってきていると思います。どこまでそういったことを盛り込めるかということも含めて、検討したいと思います。

5ページのサービスレベルの見直しと、おそらくおっしゃられたのは、サービスレベ

ルの見直しの話と、その上の料金の見直しとといいますか、料金体系についても、そのサービスごとに区分して設定されるということがあってもいいのではないかというようなことかと思えます。そこは、井手委員からも先ほど、サービスレベルを上げるということと同時に料金の見直しとといいますか、上げるという議論があってもいいのではないかというお話があったかと思えますが、そこと関係するようなお話かと思えます。そこは、日本郵便とも話をして、そういった考え方があるのかないのか、多少なりともあるのであれば、そうした2つの見直しをセットにして考えるような、そういう方向性も目出しをできればいいなと思えます。それも引き取らせてください。

○村本部長 ほかには何かありますか。

○井手部長代理 よろしいですか。

○村本部長 どうぞ、お願いします。

○井手部長代理 今日お示しいただいた案は、やっぱり国がどういう形でユニバーサルサービスを確保していくかという国がやれることと、それから、日本郵便は収益が悪化しているけれどもどうすれば収益がよくなるかと、新商品やいろんなビジネスモデルで収益を上げる方策など日本郵便が考えることがあります。それによって結果的にユニバーサルサービスも確保できる。そのため本来政府ができる範囲とはどういうところまでなのかということと、日本郵便がもっと収益を上げるように努力をするような事業計画やビジネスモデルを一生懸命考えてもらうということ。確保方策としては、私はそういうふうに分けて考えて書いたほうがいいのではないかと思います。

それともう一つは、ユニバーサルサービスのコストの算定をずっと継続的にやっているわけですが、本当にコストが幾らで、この確保方策によって何百億円確保できる、これで何十億円確保できるという確保方策が見えていないと、いくらユニバーサルサービスコストを算定しても、結果的には数字だけがひとり歩きするようなものだと思います。やっぱりきちんと確保方策を議論して、アメリカなどでやられたように、このサービスをこういうふうに変えたら何百億円捻出できるというような形で議論しないと、なかなか建設的な議論はできないのではないかと思います。

○山崎郵便課長 1点目の、国がやるべきことと会社にやっていただくことを分けるべきではないかというお話は、3ページの例えば郵便局ネットワークの維持と有効活用というのが1つの項目になっていますが、ここでは有効活用のところは、特に会社にやっていただく項目が入っておると思います。わかりやすくなるように整理したいと思います。

すので、ここをさらに分けることも考えて作業を進めたいと思います。

算定作業と確保方策の見え方というのは、ご指摘として受けとめさせていただく、そのようにお答えするしかないのが正直なところでございますが、そこも含めて中長期的な検討の中で、できるだけ熟度を増す方向で今後作業していきたいと思っております。

○松岡郵政行政総合研究官　コストのところだけ補足をさせていただきますでしょうか。コストはご指摘のとおり、米国では郵便規制委員会で、サービス水準をこれだけ変更するとこれだけのコストが捻出されるというような分析をするというPA法による分析がされたということがありました。

では、我が国の関係がどうかといったときに、今すぐにサービス水準の変更というのが具体的な方策として上がってくるかということ、必ずしもそういう環境でもない。他方で、外部資金を直接投入するという方策がとれるのかということ、そちらもまた今の時点では、少なくとも目の前の課題ということで上げられるというような状態かと言われると、ちょっと厳しい。そういったところから、具体的な確保方策と直結させてモデル等々を考えていくというところが、米国やほかの基金制度、補助金なりを発動している欧州の国とかと同じようなことで、直ちにできる環境にはないのかなというところがあるという点は、事務局としては言いわけをさせていただければと思います。

また、今回のモデルというのは、1年かけて構築したのですが、いろいろとご議論をいただいたように、何しろ初年度のものであり、特に金融窓口に関しては、この種の情報通信に関するネットワークの手法をある程度応用できる郵便とはちょっと異なる面もございまして、なかなか試行錯誤的なところもあるものですから、それについてさらに精緻化を図っていくということは、それはそれで逆に確保方策との議論ができるような、議論のインフラというのも変ですけども、基盤をつくるということで、これもやはり言いわけですけども、精緻化の努力は精緻化の努力として、続けていきたいと思っております。

○村本部長　ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

○竹内臨時委員　追加でよろしいですか。

○村本部長　はい、どうぞ。

○竹内臨時委員　ありがとうございます。では、ちょっと残りのところで、お時間あるようなのでお話をさせていただきたいと思っております。

まず、井手委員のおっしゃったことに関係するのですが、4ページの最初の1

行にある、ユニバーサルサービスコストを国民、利用者にわかりやすく示す。もちろんこれは大事なことで、ただユニバーサルサービスはこれだけのコストがかかっているのですよということだけを言っても仕方ないだろうと思います。

本来ならこれを示した後に、それだけのコストを支払う用意がありますかというようなことも聞かないと、ただこれは少し答申には書きにくいことだと思うのですけれども、少なくともわかりやすく示すときに、見てすぐわかるということではなくて、先ほど井手委員も若干関係あることおっしゃいましたけれども、このサービスをやめたらこれだけコストが節約できますよというようなところまで踏み込んだメニューを提示していただければありがたいという気がします。それが本当のわかりやすさであって、国民がどこまで受認できるかを判断できるようなコストの明示の仕方といたしますか、工夫をさせていただけるとありがたいと思っております。

それから2つ目が、5ページの郵便料金の見直しの検討について、この文章は微妙な書き方だと思います。例のところについて、「能率的な」から始まって、総括原価主義の文章があって、「前提とした」の後、ここに句点がないので、前提とした郵便料金を見直すのか、あるいは「郵便料金」と「前提とした」の間に句点があって、「前提」のところまでは変えない、その前提のもとにおける郵便料金の見直しなのか。答申を書くときには大事なことになると思うので、どちらの意味なのかということです。あくまで総括原価主義は変えない、その枠組みの中での変えるのか、あるいは総括原価主義を含めた郵便料金の見直しなのかというところは、書き方で大分違ってくると思いますので、この点をどこまでお考えなのかということを確認したいと思っております。

それから、同じ5ページの郵便の政策的な低廉料金サービスに対するコスト負担のあり方の検討について、これも私は、自分の本でも書いたし、あちこちで言っていることなのですけれども、例えば交通では、JRなどの学割や身体障害者の割引は実は内部補助であり、JR東日本ならJR東日本のお客さんがその学割のコストを負担している。これは明らかにおかしな話です。学割はむしろ、教育など国全体の話ですから、外部補助として国がちゃんとお金を出すべきことなのです。

ですから、全く同じことが郵便にもあり、私はよく知らなかったのですけれども、第三種、第四種も、これが内部補助であるとするならば、昔は余裕があったので内部補助ができたのでしょうかけれども、今ここまで郵便離れが起きてきている中で、もはやそれは限界だと思います。JRになってからは民間の企業になったので、より一層今の内部

補助は変な形だと私は思っているのですけれども、同じように郵便ももう内部補助が限界に来ているので、私の希望としてはもう少しここは踏み込んで、ちゃんと積極的に外部からの補助にすべきであって、内部補助であるとするならば、それはやっぱりやめる方向で考えるべきではないかと思っておりますので、私はそこまで書き込めればよいなと思っています。

○村本部長 最後と言われた第三種のところは、ちょっと補足説明が必要かと思いますが、別途何か検討しているということはないのですか。

○松岡郵政行政総合研究官 特に負担構造の云々ということについての検討は、現時点ではしておりません。そこは竹内臨時委員がおっしゃったような、内部補助を前提とした制度を当面維持しているようなことについて、変更するような検討とかはないと理解しています。

○山崎郵便課長 ちょっと補足します。第三種、第四種の話に関しては、今松岡が申したように、コストの負担構造について議論しているということではないのですけれども、障害者向けの郵便については、もう少し使いやすい制度がないのかという観点で、障害者団体の皆さんと協議をしているという、別の観点の制度見直しの動きがある状況でございます。

○松岡郵政行政総合研究官 ご指摘の中で、先ほど井手委員にお答えした話と密接に絡み合うようなお話があったと思います。コストをわかりやすく示すというのは、これこれのサービスをこのように変えると、このようなコストが組めるのではないのかというような形で示していくということが、わかりやすい提示だろうというようなことで、全くもってご指摘のとおりだろうと思います。

というところもございますので、ここではわかりやすく示していくということについて、中長期の課題として挙げておりますが、これはわかりやすく示していけるようにすることを今後引き続き検討させていただいて、だんだん先生のおっしゃったような形で、これこれのサービスをこのように変えていけばこのようなコストが削減できますといったようなことで、ご説明ができるように今後さらに作業していきたいと考えております。それについて、この情報通信審議会の場で引き続きご議論いただくというようなことが考えられないかというようなことで、今ここではこのような形で書いております。

あとは、先ほども申し上げましたけれども、今現にこれこれのサービスをこのように変えてしまうというふうな方策がなかなか今の今、平成27年7月30日ぐらいの時点

で、そのような話が議論できるかということ、なかなかそういうわけでもないということもございますので、今の今ちょっとやった話では、そういう形での提示というのはちょっと難しいのかなと思っております。

それから、料金の見直しのところですが、先ほど山崎からも説明しましたとおり、能率的な経営のもとにおける適正な原価を償い、適正な利潤を含むというこの総括原価主義の原則の文言は、これは当然郵便料金そのものにかかってくるものでもありますし、郵便料金の原則である以上、柔軟な見直しというのも、この前提のもとで行われなければならないということも当然のことであると。したがって、文言的には、郵便料金に対する形容詞句でもあり、かつ柔軟な見直しに対する副詞句でもあるということで、双方を包含しているというものであるという認識をいただければと思います。そういった上で、そういう原則のもとで、サービス水準のいろいろな変更を織り込みながらの見直しというようなことが、この原則にかなうような形でやっていくというふうなことなのだろうと考えております。

それと、内部補助である第三種、第四種の話は、外部補助に持っていくという方向についてのコメントがございました。これについては、先ほどお話したとおり、現時点で負担構造についての見直しというか検討というものが、俎上に上がっていないところでございます。確かに竹内臨時委員のご指摘のような方向というものが、もっと踏み込んで書ければというところはあるのかもしれないのですが、他方でまさにご指摘になったJRの学割は、JRは既に本州の3社は完全上場しているにもかかわらず、いまだ内部補助でやっているような環境でもあるという状況の中で、これから株を上場していくという段階で、現時点では全株政府保有というようなJPグループが、JRよりもさらに踏み込んだことをしていくということ、いきなりここで書けるかというところは、ちょっと現時点では、そういう方向性もあるだろうということ、をどの程度書けるかというところは、ご相談をというか、検討させていただければと思います。

○村本部長 ほかにかがでしょうか。関口臨時委員。

○関口臨時委員 このところ講義と重なってしまって、ヒアリングを含めてほとんど出ていないので空気が読めていないので、今までの議論があまりフォローできていずに、違うことを言うってしまうかもしれませんが。

資料16-2の1ページの短期と中長期の説明について、現状では、郵政事業のユニバーサルサービスは確保されているという結論が先に出ていて、何かばれればの手品を

見ているような議論の展開なのです。だからこそ、2ページ以降の短期的に検討すべきという「すべき」のところ、このユニバーサルサービスを確保できているということの、現状の補助的な説明に過ぎないように見えて仕方がないのです。そのように現状を肯定してしまうと、中長期はどのようなタイミングで、どのような条件でユニバーサルサービスを維持し続ける仕掛けが新たに必要なのかというところが、いま一つ見えてこない。そういう中で、シミュレーションが出るわけでもないしということになってくると、ユニバーサルサービスを将来確保していく必要があるという、ニーズそのものの説得力がいま一つ出てこない。現状認識と、それから短期に必要な新たな施策とが、何か混然一体となっていて、先ほども事業所税の非課税措置は既に導入済みであって、たまたまそれが結果的にユニバーサルサービスに使われているという結果論なわけでありまして、新たな支援が必要だ、必要だと言っても、現状でユニバーサルサービスが維持できているのに、まだ手を出してくるのという、何かこうおねだりを是認するような、ユニバーサルサービスが言い訳になってしまうような展開になりかねない。そういう意味では、やっぱり先ほど井手部会長代理もおっしゃっていましたが、ユニバーサルサービスを維持しなければいけないということについての説得力ある論理展開に、もう一工夫が欲しいなと思います。あまりあからさまに現状はこれでいいのだと是認してしまうと、では現状のさまざまな税の非課税措置や幾つかの支援措置等がどういう形で貢献してきたかもわからないし、利用者にとっても、例えば道路の駐車禁止が非常に厳しくなったときに、ポストの集配だけ免除するなどということがはじめは認められていましたけれども、やっぱりそれを世論が認めなかったというようなこともありますから、あまりはじめに手が出るような書きぶりはいかがなものかという気はするのですね。

その意味では、関係団体からの主な意見のところでも、信書便の規制緩和によってクリームスキミングがあった、これは事実だと思うのですが、その影響の確認が必要だということなのだけでも、例えば同じ総務省が所管している電気通信の場合には、このクリームスキミングを促進することによって競争を促進したわけですから、郵政行政においてはこれを否定的に捉えて、だからこそ手が出てくるというような論理展開は、決してよくないという印象を持っていますので、何かもう少し現状、このユニバーサルサービスが、これから必要になってくるといふニーズが表に出てくるような内容になってくると、確かにそうだなと、皆さんが納得できるような内容になってくるような気がいたします。

○村本部長 ありがとうございます。現段階では、まだ基本的な視点というか、方向性の整理をしている段階なので、おっしゃったように基本的な、いわば哲学というか理念というか、考え方を示して、そしてそれに則って現状分析があるという感じになると思いますので、これは答申に向けての書きぶりの話にもなるかなと思います。何か事務局からありますか。

○山崎郵便課長 今、関口臨時委員から現状認識の要素についてお話がありました。今回の資料は、確かに私も今見て、現状認識では「ユニバは確保されている。以上」という感じになっております。私の思いとしては、もう少し書き加えるとすれば、一つの観点としては、試算いただきました黒字局、赤字局の話があったと思いますが、全国で見れば確かに確保されているのですけれども、地域別に見ていくと、郵便についていえば8割ぐらいのエリアが赤字であるという試算がありました。

したがって、個々の局の、個々の施設のインフラの維持をどうやっていくかもう少しミクロに見ていくと、やはりインセンティブ的なものが必要になってくるという、そういう理屈が少し出てくるのではないかという感じも思っておりますので、少し今お話しありました現状認識のところは詰めて、もう少し理屈といいますか、説得力ある形で記載できるようにしたいと思います。

○関口臨時委員 よろしくをお願いします。

○村本部長 及川臨時委員、何かございますか。大丈夫ですか。

今日の段階では、たたき台をたたいていただいたという感じなので、これを受けてどのように持っていくかというのが、次のポイント、ステップになりますけれども、事務局からその辺の感触があれば少し説明してください。

○山崎郵便課長 資料16-3としてスケジュール表をお配りしております。今日いただきました確保方策の方向性に対するご意見を反映いたしまして、8月は皆さん大変お忙しい時期ではありますが、日程調整をできる限りいたしまして、どうやって今日の意見を反映させたかという点について、ご審議いただきたいと思います。日程調整がまだ十分できていないところもありますので、別途次の会合の日程とやり方については、部会長ともご相談の上、ご連絡をさせていただきたいと思います。

その上でではありますけれども、実際のこの議論いただいたものを踏まえまして、その後には答申案、パブコメを経て答申という流れで考えております。そちらもまた、日程が未調整でございますので、いろんなご意見をいただきつつも、なるべく早く作業を進

めていきたいと考えております。

○村本部長 ということ、今日はたたいていただきましたので、それをもとに答申の試案のようなものができて、そして答申案をつくろうというスケジュール感だろうと思いますが、そんなようなことでよろしければ、そういう形で進めさせていただきたいと思います。

追加的なご発言はよろしいですか。

閉 会

○村本部長 それでは、今日はこれぐらいということにさせていただきたいと思います。次回日程等について、また事務局から連絡があると思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。どうも今日はありがとうございました。